

第17号の2様式（第54条の2関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2022年 8月 23日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区芝浦三丁目1番1号 田町ステーションタワーN15階	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 一般社団法人 日本血液製剤機構 理事長 石川 隆英

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	66 台	1 台	0 台	66 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	138 台	2 台	4 台	135 台				
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	74	キログラム	64.6	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	・自ら管理する第一種特定製品については、点検記録書を保管を行 い、関係職員の誰もがいつでも閲覧できる様になっている。							
	廃 棄 時	・第一種特定廃棄製品の廃棄時には、行程管理制度に基づき充填回収業者に回収依頼し、充填回収業者から交付された引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認して いる。							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	・日常点検、月次点検を実施し機器に異常がないか確認した。 ・異常が発生時には、速やかに使用部署に連絡して、メーカーに早急に修理を依頼する。							
	廃 棄 時	・第一種特定廃棄製品の廃棄時には、行程管理制度に基づき充填回収業者に回収依頼し、充填回収業者から交付された引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認して いる。							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	・第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品を導入することをメーカーと検討している。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。